

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南砺市長 田中 幹夫

市町村名 (市町村コード)	南 砺 市 (162108)
地域名 (地域内農業集落名)	太美山 地区 (嫁兼、太美、吉見、綱掛、立野脇、道場原、七曲、樋瀬戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

太美山地区は集落営農組織、認定農業者、有限会社で耕作しているが、認定農業者の高齢化、山間地の水田管理問題や鳥獣害対策等今後が心配される。一部耕作ほ場が分散されているため集約化が必要。また、集落営農構成員の大半が土地持ち非農家のため、水田管理者の高齢化や人員不足が懸念される。

今後10年を見据えると空家増が想定され、農地管理、害獣対策への参加減が見込まれ、更なる集約化、新規就農等が喫緊の課題である。

高齢化が進み遊休農地が更に増加し山林化が進んでいる。山間地であり畦畔が幅広く急斜面となっている。

地区内の圃場はほぼ傾斜地にあり、草刈り作業等に相当の手間がかかる。また、地域全体が獣害対策を必要としており、地域全体で対策を講ずる必要がある。営農組合においても人手不足であり規模拡大は極めて困難な状態である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

太美山地区は、認定農業者と有限会社耕作分を集落営農組織に集約し、将来的には法人化を目指し、集落一農場とする。近くの集落外農家も含め作業受委託等面積の拡大を図る。また、作業人員は地区外からのオペレーターを育成し確保する。

老朽化に伴う畦畔や水路からの水漏れ、暗渠、底地の不整備を改良すべく更なる集約化とともに、中山間地、多面的機能等交付金を活用した農作業の効率化が必要。併せて、農業法人設立に向け採算ラインの見極めや担い手確保等、他地区との協議が必要。

地区内には中核となる担い手がいない状況であり、各個人耕作者の今後の意向を確認した結果、個人耕作者として継続可能な個数は10戸弱となった。今後、嫁兼営農組合を中心として作業の分散化と効率的な運営体制を確立することにより、集落内圃場の維持管理に努めたい。また、有機栽培等の取り組みを始めるなど、地域の特色を活かし新しい生産体制を確立し、新規就農者などの確保が重要となってきている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	151.86 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	151.86 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

集落営農組織を中心に集積・集約を行う。

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付け、担い手の経営意向を支援する。

農地中間管理機構を活用して、営農組合や新規就農者を中心に面積拡大を進めるとともに、担い手への農地集積に努める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来、任意集落営農組織から農業法人を目指し、集落の農地を中間管理機構を通じ農業法人へ集約化する。

農地所有者や耕作者の意向を確認し、農地中間管理機構を活用して農地集積に努める。

(3) 基盤整備事業への取組方針
農業生産の効率化を図るため、太美・吉見集落において農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業に取り組む。 地区内の圃場は傾斜地にあることから、農用地の大区画化等は困難と考えているが、水路などの長寿命化は必要な状況である。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の特色を活かし、有機栽培等の取り組みを始めるなど、新しい生産体制を確立し、新規就農者などの確保に努めたい。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落内での作業効率化を図るため水稻・大豆病虫害防除作業は、JAへ委託する。 基幹となる育苗作業や乾燥調製作業はJAを活用して、効率的な生産体制に努めたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害被害が拡大しないよう防止策、電気柵を設置し、捕獲の人材の育成・確保を進める。また、目撃情報や被害情報がある場合に捕獲対応できる連絡体制等を構築する。
 ②地域の特性を生かした有機栽培の実施。
 ③直進アシスト田植機等を活用し、作業人員不足等を解消する。また、JAと連携しリモートセンシング技術等を活用する。
 ⑦山間部や河原近くのほ場は管理が難しいが、フレールモア等を使い農地が荒廃しないように管理を行う。また、景観作物であるヒマワリやクリムゾンクローバーを栽培し、景観への配慮、地力作物で維持する。
 ⑦老朽化した用排水路等の修繕について、中山間地、多面的利用助成金等の活用を図り復旧させていきたい。
 (主にパイプラインに限るが、それ以外は再基盤整備事業に該当するため対象外とする予定。)